

▽ 法定加算(介護予防通所リハビリテーション)

加算の項目		加算の額(円)
生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始日から6月以内 / 月	562
若年性認知症利用者受入加算 (1月につき)		240
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	要支援1	-376
	要支援2	-752
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合	要支援1	-120
	要支援2	-240
退院時共同指導加算		600
栄養アセスメント加算 (1月につき)		50
栄養改善加算 (1月につき)		200
運動器機能向上加算 (1月につき)		225
口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (6月に1回限度)	20
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (6月に1回限度)	5
口腔機能向上加算	口腔機能向上加算(Ⅰ) (月2回を限度)	150
	口腔機能向上加算(Ⅱ) (月2回を限度)	160
一体的サービス提供加算	栄養改善及び口腔機能向上	480
科学的介護推進体制加算 (1月につき)		40
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480
	運動器機能向上及び口腔機能向上	480
	栄養改善及び口腔機能向上	480
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ ⇒(Ⅰ)	要支援1	88
	要支援2	176
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ ⇒(Ⅱ)	要支援1	72
	要支援2	144
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ⇒(Ⅲ)	要支援1	24
	要支援2	48
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×47/1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位×34/1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位×19/1000
介護職員等特定処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×20/1000
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位×17/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×10/1000

介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×86/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位×83/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位×66/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位×53/1000
介護職員等処遇改善加算 令和7年3月31日まで	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位×76/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位×73/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位×73/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位×70/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位×63/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位×60/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位×58/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位×56/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位×55/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位×48/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位×43/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位×45/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位×38/1000
	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位×28/1000
<p>※ 「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目</p> <p>※ 口を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イの単位数を算入</p> <p>※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。</p> <p>※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。</p> <p>※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能。</p>		